



鳥取県公報

令和元年6月25日(火)
第9113号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(107) (住まいまちづくり課) 2
	鳥取県環境影響評価技術指針の一部改正(108) (環境立県推進課) 2
	保安林の指定予定(109) (森林づくり推進課) 4
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (110) (県土総務課) 4
	土地改良区の役員の就退任(111) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の退任(112) (〃) 6
	土地改良区の役員の就退任(2件)(113・114) (西部総合事務所農林局) 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(115) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(116) (〃) 9
◇ 公安告示	銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律の施行に伴う届出書等の様式の廃止 (1) (警察本部生活環境課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(2件) (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第107号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称及び住所
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
東京都豊島区東池袋一丁目44-3
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
 - (1) 鳥取市永楽温泉町162
 - (2) 倉吉市見日町600
 - (3) 米子市中町14-2

鳥取県告示第108号

平成25年鳥取県告示第253号(鳥取県環境影響評価技術指針について)の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3章 環境要素ごとの調査、予測及び評価の参考手法 第1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 1 大気質 (1) 調査の手法 ア 略 イ 調査の基本的な手法 調査は、国、県等が設置する大気汚染常時監視測定局、気象台、特別地域気象観測所等における1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。 (ア) 大気質の状況 大気質の測定方法は、大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)、微小粒子状物質による大気の汚	第3章 環境要素ごとの調査、予測及び評価の参考手法 第1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 1 大気質 (1) 調査の手法 ア 略 イ 調査の基本的な手法 調査は、国、県等が設置する大気汚染常時監視測定局、気象台、特別地域気象観測所等における1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。 (ア) 大気質の状況 大気質の測定方法は、大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)、微小粒子状物質による大気の汚

染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）、ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル（平成13年8月20日環境省環境管理局総務課長（ダイオキシン対策室）環境省環境管理局大気環境課長通知）その他の環境省が定める方法、日本産業規格に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

（イ） 略

ウ～オ 略

（2）～（4） 略

2・3 略

4 振動

（1） 調査の手法

ア 略

イ 調査の基本的な手法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

（ア） 環境振動の測定方法

環境振動の測定方法は、日本産業規格 Z8735に定める方法その他の適切な方法によるものとする。

（イ） 略

ウ～オ 略

（2）～（4） 略

5 略

6 水質（底質及び地下水を含む。）

（1） 調査の手法

ア 略

イ 調査の基本的な手法

調査は、国、県等が行っている水質等に関する1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

（ア） 河川、湖沼及び海域

河川、湖沼及び海域の測定方法は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「水質汚濁基準」という。）、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水

染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）、ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル（平成13年8月20日環境省環境管理局総務課長（ダイオキシン対策室）環境省環境管理局大気環境課長通知）その他の環境省が定める方法、日本工業規格に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

（イ） 略

ウ～オ 略

（2）～（4） 略

2・3 略

4 振動

（1） 調査の手法

ア 略

イ 調査の基本的な手法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

（ア） 環境振動の測定方法

環境振動の測定方法は、日本工業規格 Z8735に定める方法その他の適切な方法によるものとする。

（イ） 略

ウ～オ 略

（2）～（4） 略

5 略

6 水質（底質及び地下水を含む。）

（1） 調査の手法

ア 略

イ 調査の基本的な手法

調査は、国、県等が行っている水質等に関する1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

（ア） 河川、湖沼及び海域

河川、湖沼及び海域の測定方法は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「水質汚濁基準」という。）、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水

<p>基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）、公共用水域等評価指針、ゴルフ場水質汚濁防止指針、ダイオキシン類環境基準に定める測定方法若しくは日本産業規格に定める方法その他の適切な方法によるものとする。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>7～11 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）、公共用水域等評価指針、ゴルフ場水質汚濁防止指針、ダイオキシン類環境基準に定める測定方法若しくは日本工業規格に定める方法その他の適切な方法によるものとする。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>7～11 略</p> <p>第2～第4 略</p>
---	---

鳥取県告示第109号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字赤坂2895、2895の1、字サビ川ノ上エ2897の1、字堂ノ谷井手下タ2811の7、2811の17、2811の18、2811の20、2812、2813の1、字古屋敷向2744の1、字奥田ノ上エ2810
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第110号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>1 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより<u>日本産業規格</u>A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(http://nyusatsu.pref.tottori.jp) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより<u>日本工業規格</u>A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(http://nyusatsu.pref.tottori.jp) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
--	--

鳥取県告示第111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年6月25日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 八 田 哲 | 倉吉市上余戸155 |
| 〃 | 半 田 幹 雄 | 倉吉市上余戸287 |
| 〃 | 平 岡 義 人 | 倉吉市下余戸174-3 |
| 〃 | 中 井 義 寛 | 倉吉市下余戸29 |
| 〃 | 福 井 勲 | 倉吉市八屋165-1 |

〃 深 田 佳 洋 倉吉市八屋61
〃 河 田 千 秋 倉吉市伊木138
〃 田 中 哲 也 倉吉市伊木69
〃 福 田 肇 倉吉市山根444－6
〃 岡 本 洋 倉吉市山根397
〃 涌 嶋 正 起 倉吉市山根690－13
〃 沖 秀 喜 倉吉市上井389
〃 砂 原 久 倉吉市上井386
〃 角 篤 倉吉市海田東町58－1
〃 濱 本 徳 一 倉吉市福庭町一丁目107
〃 福 井 昭 治 倉吉市福庭198
〃 野一色 利 忠 倉吉市福庭180
監 事 涌 嶋 孝 人 倉吉市上余戸135
〃 涌 嶋 清 吉 倉吉市伊木142－2
〃 岡 野 克 美 倉吉市清谷596
令和元年5月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 八 田 哲 倉吉市上余戸155
〃 半 田 幹 雄 倉吉市上余戸287
〃 中 井 義 寛 倉吉市下余戸29
〃 伊 藤 純 一 倉吉市下余戸46
〃 深 田 佳 洋 倉吉市八屋61
〃 福 井 勲 倉吉市八屋165－1
〃 河 田 千 秋 倉吉市伊木138
〃 田 中 哲 也 倉吉市伊木69
〃 福 田 肇 倉吉市山根444－6
〃 岡 本 洋 倉吉市山根397
〃 涌 嶋 正 起 倉吉市山根690－13
〃 沖 秀 喜 倉吉市上井389
〃 砂 原 久 倉吉市上井386
〃 角 篤 倉吉市海田東町58－1
〃 濱 本 徳 一 倉吉市福庭町一丁目107
〃 福 井 昭 治 倉吉市福庭198
〃 土 井 勉 倉吉市福庭町一丁目351
監 事 矢 木 正 剛 倉吉市八屋57
〃 涌 嶋 清 吉 倉吉市伊木142－2
〃 岡 野 克 美 倉吉市清谷596
令和元年5月25日就任 任期4年

鳥取県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年6月25日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

監 事 福 有 操 倉吉市上大立284

令和元年6月11日退任

鳥取県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年6月25日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 田 聰 西伯郡大山町神原192-1
" 亀 山 輝 好 西伯郡大山町野田260
" 奥 田 勇 治 西伯郡大山町長田305
" 来 海 誠 西伯郡大山町荘田104-3
" 綾 木 正 仁 西伯郡大山町荘田670
" 深 田 伊智夫 西伯郡大山町妻木471
" 遠 藤 有 章 西伯郡大山町妻木968
" 諸 遊 壊 司 西伯郡大山町安原126
" 池 島 義 廣 西伯郡大山町安原161-1
" 入 江 一 磨 西伯郡大山町富岡10
" 長谷川 俊 一 西伯郡大山町保田10
" 谷 野 宣 明 西伯郡大山町平田140
" 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
" 灘 脇 道 雄 米子市淀江町今津381-1
" 松 井 文 彦 米子市淀江町淀江965
" 橋 本 慎 一 米子市淀江町淀江876
監 事 汐 田 博 西伯郡大山町妻木522
" 谷 野 正 西伯郡大山町平田98

令和元年5月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 田 聰 西伯郡大山町神原192-1
" 亀 山 輝 好 西伯郡大山町野田260
" 奥 田 勇 治 西伯郡大山町長田305
" 来 海 誠 西伯郡大山町荘田104-3
" 綾 木 正 仁 西伯郡大山町荘田670
" 深 田 伊智夫 西伯郡大山町妻木471
" 種 田 正 博 西伯郡大山町妻木964-3
" 諸 遊 壊 司 西伯郡大山町安原126
" 池 島 義 廣 西伯郡大山町安原161-1
" 入 江 一 磨 西伯郡大山町富岡10
" 齋 木 幸 雄 西伯郡大山町保田14
" 谷 野 宣 明 西伯郡大山町平田140
" 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
" 灘 脇 道 雄 米子市淀江町今津381-3

〃 松 田 治 生 米子市淀江町淀江952-1
〃 橋 本 慎 一 米子市淀江町淀江876
監 事 遠 藤 有 章 西伯郡大山町妻木968
〃 谷 野 正 西伯郡大山町平田98
令和元年5月22日就任 任期4年

鳥取県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年6月25日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 豊 西伯郡大山町長田351
〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
〃 汐 田 俊 二 西伯郡大山町妻木497
〃 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
〃 田 中 博 之 西伯郡大山町安原272
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150
〃 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
〃 吉 田 隆 俊 西伯郡大山町保田19
〃 齋 木 統 宰 西伯郡大山町保田1
〃 谷 田 裕 之 西伯郡大山町平田114
〃 古 川 拓 郎 米子市淀江町今津323
〃 古 川 正 志 米子市淀江町今津321
〃 生 田 治 美 米子市淀江町淀江967-1
〃 浅 井 親 男 米子市淀江町淀江863-2
〃 唐 来 新 市 米子市淀江町淀江805-3
監 事 汐 田 修 平 西伯郡大山町妻木511
〃 山 根 讓 西伯郡大山町平田135
令和元年5月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 豊 西伯郡大山町長田351
〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
〃 汐 田 俊 二 西伯郡大山町妻木497
〃 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
〃 田 中 博 之 西伯郡大山町安原272
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150
〃 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
〃 吉 田 隆 俊 西伯郡大山町保田19
〃 齋 木 統 宰 西伯郡大山町保田1
〃 谷 田 裕 之 西伯郡大山町平田114
〃 古 川 拓 郎 米子市淀江町今津323
〃 山 手 栄 米子市淀江町今津376
〃 生 田 治 美 米子市淀江町淀江967-1

〃 浅井親男 米子市淀江町淀江863-2
 〃 唐来新市 米子市淀江町淀江805-3
 監事 汐田修平 西伯郡大山町妻木511
 〃 山根 謙 西伯郡大山町平田135
 令和元年6月1日就任 任期4年

鳥取県告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団岡歯科医院	岡歯科医院	日野郡日野町根雨448	令和元年6月17日	平成30年3月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団岡歯科医院	岡歯科医院	日野郡日野町根雨448	令和元年6月17日	平成30年3月30日	介護予防居宅療養管理指導

公 安 告 示

鳥取県公安委員会告示第1号

昭和37年鳥取県公安委員会告示第26号（銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律の施行に伴う届出書等の様式について）は、令和元年6月25日限り廃止する。

令和元年6月25日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

フラグメントアナライザー賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

イ 借入物品の納入期限

令和2年3月31日(火)まで

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和2年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで(84月間)

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間(84月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料(仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税率の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。ただし、契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の法令改正により消費税率、引上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器、光学機器、計測機器のいずれか及び機械等(建物等以外)保守点検の計測・分析機器保守点検並びにその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和元年7月11日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の(4)の期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器、光学機器、計測機器のいずれか及び機械等(建物等以外)保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年7月11日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和元年6月25日(火)から同年7月1日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月8日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に令和元年7月22日(月)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Fragment Analyzer, 1 set

(2) July 22, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 8, 2019 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

August 7, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1

-271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部庁舎通信機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約日から令和6年10月31日（木）まで

イ 借入物品の納入期限

令和元年10月31日（木）まで

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和元年11月1日（金）から令和6年10月31日（木）まで（60月間）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税率の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により消費税率、引上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又は電気通信サービスに登録され、かつ、事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分

に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年7月10日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の（4）の期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又は電気通信サービスに登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年7月10日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和元年6月25日（火）から同年7月1日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月9日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（木）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和元年7月19日（金）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Communication equipment for Tottori Prefectural Police Headquarters, 1 set

(2) July 19, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 9, 2019 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

August 8, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110